

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項の表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

発達障害総合支援センター	所長があらかじめ指定する担当部長	同
--------------	------------------	---

第二百九条第一項の表川越児童相談所及び熊谷児童相談所の項中「所長があらかじめ指定する担当部長」を「同」に改め、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項及び同表川越特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校の項中「、岩槻特別支援学校」を削り、「及び草加かがやき特別支援学校」を「、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。ただし、第二百九条第一項の表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。